

株券等に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社からの決議等の通知)</p> <p>第6条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第12条第3項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知(第4号から第8号まで及び第24号に掲げる事項にあっては、株券提出案内及び自己株式預託通知書を含む。)するものとする。その株券について証券取引所への上場の廃止(以下この条及び次条において「上場廃止」という。)の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1) <u>会社法第202条の規定に基づく募集株式の割当て</u></p> <p>(2) <u>公募又は公募及び売出しの実施</u></p> <p>(3) <u>公募又は公募及び売出しの条件の決定</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て</u></p> <p>(9) <u>会社法第108条の規定に基づく種類株式の発行</u></p> <p>(10) <u>会社法第188条の規定に基づく定款の定め(単元株式数)の制定又は廃止</u></p> <p>(11) <u>単元株式数の変更</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) <u>会社法第194条第1項の規定に基づく定款の定め(単元未満株式売渡請求)の制定又は廃止</u></p> <p>(14) <u>会社法第124条第1項に規定する基準日の設定</u></p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(17) <u>株主名簿管理人の設置又は変更</u></p> <p>(18) <u>株主名簿管理人事務取扱場所又は同取次所の設置又は変更</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) <u>上場取引所の追加又は一部廃止</u></p> <p>(21)・(22) (略)</p> <p>(23) <u>機構との連絡部署の変更</u></p>	<p>(会社からの決議等の通知)</p> <p>第6条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第12条第3項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その株券について証券取引所への上場の廃止(以下次条において「上場廃止」という。)の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1) <u>株主割当てによる新株の発行</u></p> <p>(2) <u>公募又は売出しの実施</u></p> <p>(3) <u>資本の減少</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>株式の併合又は分割</u></p> <p>(9) <u>株式の種類の変更</u></p> <p>(10) <u>単元株制度の採用又は廃止</u></p> <p>(11) <u>1単元の株式の数の変更</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) <u>商法第221条ノ2第1項の規定に基づく定款の定め</u>の制定又は廃止</p> <p>(14) <u>名義書換の臨時停止</u></p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(17) <u>名義書換代理人の設置又は変更</u></p> <p>(18) <u>名義書換管理人事務取扱場所又は同取次所の設置又は変更</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) <u>代表者の変更</u></p> <p>(21)・(22) (略)</p> <p>(新設)</p>

(24) 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の取得

2 新株予約権付社債券の発行者は、新株予約権付社債の発行の決議を行った場合は、機構に対してその決議内容を通知するとともに、規程第9条第2号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第1号から第3号までに掲げる書類を、規程第9条第4号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第2号から第7号までに掲げる書類を、それぞれ提出するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 当該新株予約権付社債に係る社債管理者又は財務代理人(発行事務、期中事務及び元利金支払事務の委託を会社から受けた事務代行会社(銀行、信託会社又は担保付社債信託法第5条の免許を受けた会社に限る。)をいう。以下同じ。)が設置される場合は、社債管理委託契約書及び元利金支払事務委託契約書の各写

(5)～(7) (略)

3 新株予約権付社債券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該新株予約権付社債券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定又はこれらに該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。規程第9条第2号に規定する新株予約権付社債券について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

(1)～(3) (略)

(4) 社債管理委託契約の変更、代表社債管理者の変更又は財務代理人の変更

(5)～(11) (略)

(12) 取得条項付新株予約権付社債の取得

(13) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転に伴う新株予約権付社債券の承継

4 投資証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該投資証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その投資証券について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

(新設)

2 新株予約権付社債券の発行者は、新株予約権付社債の発行の決議を行った場合は、機構に対してその決議内容を通知するとともに、規程第9条第2号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第1号から第3号までに掲げる書類を、規程第9条第4号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第2号から第7号までに掲げる書類を、それぞれ提出するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 当該新株予約権付社債に係る社債管理会社又は財務代理人(発行事務、期中事務及び元利金支払事務の委託を会社から受けた事務代行会社(銀行、信託会社又は担保付社債信託法第5条の免許を受けた会社に限る。)をいう。以下同じ。)が設置される場合は、社債管理委託契約書及び元利金支払事務委託契約書の各写

(5)～(7) (略)

3 新株予約権付社債券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該新株予約権付社債券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定又はこれらに該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。規程第9条第2号に規定する新株予約権付社債券について証券取引所への上場の廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

(1)～(3) (略)

(4) 社債管理委託契約の変更、代表社債管理会社の変更又は財務代理人の変更

(5)～(11) (略)

(新設)

(新設)

4 投資証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該投資証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その投資証券について証券取引所への上場の廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

- (1) 公募又は公募及び売出しの実施
- (2) 公募又は公募及び売出しの条件の決定
- (3)・(4) (略)
- (5) 投資口の併合
- (6) 投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条の 3 第 2 項に規定する基準日の設定
- (7)・(8) (略)
- (9) 投資主名簿等管理人の変更
- (10) 投資主名簿等管理人事務取扱場所又は同取付所の設置又は変更
- (11) (略)
- (12) 上場取引所の追加又は一部廃止
- (13)・(14) (略)
- (15) 機構との連絡部署の変更

5 協同組織金融機関は、次に掲げる事項その他の当該協同組織金融機関に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その協同組織金融機関の優先出資証券について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

- (1) 協同組織金融機関優先出資法第 8 条の規定に基づく募集優先出資の割当て
- (2) 公募又は公募及び売出しの実施
- (3) 公募又は公募及び売出しの条件の決定
- (4)・(5) (略)
- (6) 優先出資の消却
- (7) (略)
- (8) 協同組織金融機関優先出資法第 5 条第 2 項の規定に基づく種類優先出資の発行
- (9) 協同組織金融機関優先出資法第 26 条において準用する会社法第 124 条第 1 項の規定に基づく基準日の設定
- (10)・(11) (略)
- (12) 優先出資者名簿管理人の設置又は変更
- (13) 優先出資者名簿管理人事務取扱場所又は同取次所の設置又は変更
- (14) (略)

- (1) 公募又は売出しの実施  
(新設)
- (2)・(3) (略)
- (4) 投資口の併合(商法第 215 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する場合に限る。)
- (5) 名義書換の臨時停止
- (6)・(7) (略)
- (8) 名義書換事務受託者の変更
- (9) 名義書換事務受託者事務取扱場所又は同取付所の設置又は変更
- (10) (略)
- (11) 代表者の変更
- (12)・(13) (略)  
(新設)

5 協同組織金融機関は、次に掲げる事項その他の当該協同組織金融機関に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その協同組織金融機関の優先出資証券について証券取引所への上場の廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

- (1) 優先出資者割当てによる新優先出資の発行
- (2) 公募又は売出しの実施  
(新設)
- (3)・(4) (略)
- (5) 優先出資の消却(商法第 215 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する場合に限る。)
- (6) (略)
- (7) 優先出資の種類の変更
- (8) 名義書換の臨時停止
- (9)・(10) (略)
- (11) 名義書換代理人の設置又は変更
- (12) 名義書換代理人事務取扱場所又は同取次所の設置又は変更
- (13) (略)

(15) 上場取引所の追加又は一部廃止

(16)・(17) (略)

(18) 機構との連絡部署の変更

6 (略)

7 受益証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該受益証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その受益証券について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

(1) (略)

(2) 発行者の商号、資本金の額又は本店所在地の変更

(3) 発行者の業務の廃止若しくは合併又は投資信託契約に係る事業譲渡

(4) 上場取引所の追加又は一部廃止

(5) 機構との連絡部署の変更

(6) (略)

8 前各項の通知は、通知すべき事項の公表後、所定の通知書の提出により行うものとする。これらの場合において、定款(投資証券の発行者にあっては規約、受益証券の発行者にあっては投資信託約款)及び株式取扱規則(投資証券の発行者にあっては投資口取扱規則、協同組織金融機関にあっては優先出資取扱規則)が変更された場合には、当該変更後の定款及び株式取扱規則をも提出するものとする。

(取扱株券等の廃止等の取扱い)

第7条 規程第12条第1項から第3項までの規定により有価証券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合は、機構は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該株券等の取扱いを廃止するものとする。

(1) (略)

(2) 前号の規定にかかわらず、株券の発行者の破産手続、再生手続、更生手続又は解散の事由により上場廃止となる場合であって、次のイからニまでのいずれかに規定するとき

(14) 代表者の変更

(15)・(16) (略)

(17) 優先出資証券の上場の廃止の原因となる事実の発生

6 (略)

7 受益証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該受益証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その受益証券について証券取引所への上場の廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

(1) (略)

(2) 発行者の商号、資本の額又は本店所在地の変更

(3) 発行者の業務の廃止若しくは合併又は投資信託契約に係る営業譲渡

(新設)

(新設)

(4) (略)

8 前各項の通知は、通知すべき事項の公表後、所定の通知書の提出により行うものとする。

(取扱株券等の廃止等の取扱い)

第7条 規程第12条第1項から第3項までの規定により有価証券を機構の行う保管振替業において取り扱わないものとした場合は、機構は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に当該株券等の取扱いを廃止するものとする。

(1) (略)

(2) 前号の規定にかかわらず、株券の発行者の破産手続、再生手続、更生手続、整理又は解散の事由により上場廃止となる場合であって、次のイ、ロ又はハに規定するとき

イ 規程第 12 条第 3 項第 1 号のとき  
資本金の額の減少の効力発生日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ参加者に通知した日

ロ (略)

ハ 規程第 12 条第 3 項第 3 号のとき  
清算終了の登記を行った日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ参加者に通知した日

三 イからハまで以外のとき  
(略)

2 規程第 12 条第 1 項から第 3 項までに規定する取扱株券等の預託及び交付は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 交付の取扱い

参加者は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ指定する日までに、第 55 条に規定する交付請求をしなければならない。ただし、株券の発行者が規程第 12 条第 3 項各号に該当する場合は、本文の規定にかかわらず、前項第 2 号イからハまでのいずれかに規定する日から機構があらかじめ周知のうえ定める日まで、取扱廃止後株券の交付請求を行うことができる。

3 (略)

(区分口座の取扱い)

第 9 条 (略)

2 機構は、区分口座ごとに、預託目的に応じて、参加者コードの末尾 2 桁を利用した次に定める番号の範囲で口座区分コードを付番する。

(1) ~ (6) (略)

(7) 単元未満整理分、単元未満売渡管理分又は自己株式(金庫株)管理分

(8)・(9) (略)

(参加者からの株券の預託)

第 22 条 (略)

2 (略)

イ 規程第 12 条第 3 項第 1 号のとき  
資本の減少の効力発生日又は機構がこれを知った日の翌日以降の日であって、あらかじめ参加者に通知した日

ロ (略)

(新設)

ハ イ及びロ以外のとき  
(略)

2 規程第 12 条第 1 項から第 3 項までに規定する取扱株券等の預託及び交付は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 交付の取扱い

参加者は、取引所取引に係る最終売買決済日の翌日以降の日であって、機構があらかじめ指定する日までに、第 55 条に規定する交付請求をしなければならない。ただし、株券の発行者が規程第 12 条第 3 項各号に該当する場合は、本文の規定にかかわらず、前項第 2 号イ又はロに規定する日から機構があらかじめ周知のうえ定める日まで、取扱廃止後株券の交付請求を行うことができる。

3 (略)

(区分口座の取扱い)

第 9 条 (略)

2 機構は、区分口座ごとに、預託目的に応じて、参加者コードの末尾 2 桁を利用した次に定める番号の範囲で口座区分コードを付番する。

(1) ~ (6) (略)

(7) 単元未満整理分、単元未満買増管理分又は自己株式(金庫株)管理分

(8)・(9) (略)

(参加者からの株券の預託)

第 22 条 (略)

2 (略)

3 前2項の場合において、大券又は単元未満株券を預託するときは、大券と1株券(定款で単元株式数を定める会社の株式にあっては当該単元株式数を表象する株券)及び単元未満株券とに所定の方法により分別し、単純預託書又は振替預託書に所要の記載をしなければならない。

4 規程第36条第4項に規定する株券喪失登録がされていないことの確認は、参加者が会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人)に対して行う確認及び機構が運営する「株券喪失登録情報等照会システム」による確認をいう。

5~7 (略)

(大口預託の取扱い)

第24条の2 参加者は、第22条の規定にかかわらず、自己の有する株券及び顧客から預託を受けた株券を20万株(定款で単元株式数を定める会社の株式にあっては20万株に当該単元株式数を乗じた株数)を超えて機構に預託する場合は、当該株券の銘柄及び株式数等を、事前に書面により機構に報告し、機構は、当該預託に係る預託日数及び預託の方法を当該参加者に通知する。

(新株式の交付の場合における配分明細データ)

第25条 機構は、株券発行日の3営業日前の日までに、会社から規程第40条第1項の通知の内容のデータ(以下「配分明細データ」という。)の通知を、コンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法(第67条において「会社・機構間ファイル伝送」という。)により受けるものとする。ただし、預託株券の株式について会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける新株の引受権を与えてする株式の交付による新株式の数が預託株券の株式の数と同数であることにより、会社が配分明細データを機構に通知しない場合は、この限りでない。

2・3 (略)

3 前2項の場合において、大券又は単元未満株券を預託するときは、大券と1株券(定款で1単元の株式の数を定める会社の株式にあっては1単元の株式の数の株券)及び単元未満株券とに所定の方法により分別し、単純預託書又は振替預託書に所要の記載をしなければならない。

4 規程第36条第4項に規定する株券喪失登録がされていないことの確認は、参加者が会社(名義書換代理人を置く場合は、当該名義書換代理人)に対して行う確認及び機構が運営する「株券喪失登録情報等照会システム」による確認をいう。

5~7 (略)

(大口預託の取扱い)

第24条の2 参加者は、第22条の規定にかかわらず、自己の有する株券及び顧客から預託を受けた株券を20万株(定款で1単元の株式の数を定める会社の株式にあっては20万株に当該1単元の株式の数を乗じた株数)を超えて機構に預託する場合は、当該株券の銘柄及び株式数等を、事前に書面により機構に報告し、機構は、当該預託に係る預託日数及び預託の方法を当該参加者に通知する。

(新株発行の場合における配分明細データ)

第25条 機構は、株券発行日の3営業日前の日(株主に新株引受権を与えてする株式の発行の場合は、機構が定める日)までに、会社から規程第40条第1項の通知の内容のデータ(以下「配分明細データ」という。)の通知を、コンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法(第67条において「会社・機構間ファイル伝送」という。)により受けるものとする。ただし、預託株券の株式について会社の株式交換、株式移転、合併又は分割により発行する新株式の数が預託株券の株式の数と同数であることにより、会社が配分明細データを機構に通知しない場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(株式の併合等の場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更)

第 26 条 預託株券の株式について株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て(以下この条において「株式の併合又は分割等」という。)があった場合の参加者口座簿及び顧客口座簿の記載又は記録の変更等については、次に定めるところによる。

(1) 参加者は、原則として、機構が株券発行日の3営業日前の日までに配分明細データを受けることとなる場合は、あらかじめ参加者自己分及び顧客分の預託株式数(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数)を確定し、実質株主ごとの預託株式数に当該併合又は分割等の比率を乗じて算出した株式数(以下「新預託株式数」という。)の総数を、当該併合又は分割等の効力発生日の前営業日に機構に申告しなければならない。

(2)・(3) (略)

(会社の吸収合併、吸収分割又は株式交換の場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更)

第 27 条 会社が吸収合併を行った場合は、機構及び参加者は、当該吸収合併の効力発生日の前営業日における機構の業務取扱時間の終了後に、参加者口座簿又は顧客口座簿の吸収合併消滅会社(吸収合併により消滅する会社をいう。次項において同じ。)の発行する株券に係る預託株式数等の抹消について記載し、又は記録するとともに、当該吸収合併の効力発生日に、これらの口座簿に当該預託株式数に対して交付されるべき新株式につき、吸収合併存続会社(吸収合併後存続する会社をいう。次項において同じ。)の株式又は新株式として記載し、又は記録しなければならない。

2 前条の規定は、吸収合併消滅会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき吸収合併存続会社の交付すべき新株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「当該併合又は分割等の比率」とあるの

(株式の併合等の場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更)

第 26 条 預託株券の株式について株式の併合又は分割等があった場合の参加者口座簿及び顧客口座簿の記載又は記録の変更等については、次に定めるところによる。

(1) 参加者は、原則として、機構が株券発行日の3営業日前の日までに配分明細データを受けることとなる場合は、あらかじめ参加者自己分及び顧客分の預託株式数を確定し、実質株主ごとの預託株式数に当該併合又は分割等の比率を乗じて算出した株式数(以下「新預託株式数」という。)の総数を、当該併合又は分割等の効力発生日の前営業日に機構に申告しなければならない。

(2)・(3) (略)

(合併の場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更)

第 27 条 会社が合併を行った場合は、機構及び参加者は、合併登記日における機構の業務取扱時間の終了後に、参加者口座簿又は顧客口座簿の被合併会社の発行する株券に係る預託株式数等の抹消について記載し、又は記録するとともに、当該合併登記日の翌日に、これらの口座簿に当該預託株式数に対して発行されるべき新株式につき、その合併会社の株式又は新株式として記載し、又は記録しなければならない。

2 前条の規定は、被合併会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき合併会社の発行すべき新株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「当該併合又は分割等の比率」とあるのは「当該合併比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「当該合併期日」と読み替えるものとする。

は「当該合併比率」と、同号及び第2号中「当該合併又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第749条第1項第6号に規定する効力発生日」と読み替えるものとする。

3 会社が吸収分割を行った場合は、機構及び参加者は、当該吸収分割の効力発生日に、参加者口座簿又は顧客口座簿に当該預託株式数として交付されるべき新株式につき、吸収分割承継会社（当該吸収分割により事業を承継した会社をいう。次項において同じ。）の株式又は新株式として記載し、又は記録しなければならない。

4 前条の規定は、吸収分割会社（吸収分割をする会社をいう。）の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき吸収分割承継会社の交付すべき新株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「当該合併又は分割等の比率」とあるのは「当該吸収分割による新株式の割当比率」と、同号及び第2号中「当該合併又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第758条第7号に規定する効力発生日」と読み替えるものとする。

5 会社が完全子会社となる株式交換を行った場合は、機構及び参加者は、当該株式交換の効力発生日の前営業日における機構の業務取扱時間の終了後に、参加者口座簿又は顧客口座簿の株式交換完全子会社（株式交換をする会社をいう。以下この項及び次項において同じ。）の発行する株券に係る預託株式数等の抹消について記載し、又は記録するとともに、当該株式交換の効力発生日に、これらの口座簿に当該預託株式数に対して交付されるべき新株式につき、その株式交換完全親会社（完全交換子会社の発行済株式の全部を取得する会社をいう。次項において同じ。）の株式又は新株式として記載し、又は記録しなければならない。

6 前条の規定は、株式交換完全子会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき株式交換完全親会社の交付すべき新株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「当該合併又は分割等」とあるのは



「当該株式交換比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第768条第1項第6号に規定する効力発生日」と読み替えるものとする。

(会社の新設合併、新設分割又は株式移転の場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更)

第28条 会社が新設合併を行った場合は、機構及び参加者は、当該新設合併設立会社(新設合併により設立する会社をいう。以下この項及び次項において同じ。)の成立の日(設立登記日)における機構の業務取扱時間の終了後に、参加者口座簿又は顧客口座簿の新設合併消滅会社(新設合併により消滅する会社をいう。次項において同じ。)の発行する株券に係る預託株式数等の抹消について記載し、又は記録するとともに、当該新設合併設立会社の成立の日(設立登記日)の翌日に、これらの口座簿に当該預託株式数に対して交付されるべき新株式につき、その新設合併設立会社の株式として記載し、又は記録しなければならない。

2 第26条の規定は、新設合併消滅会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき新設合併設立会社の交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「当該併合又は分割等」とあるのは「当該合併比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第754条第1項に規定する日」と読み替えるものとする。

3 会社が新設分割を行った場合は、機構及び参加者は、当該新設分割設立会社(新設分割により設立する会社をいう。以下この項及び次項において同じ。)の成立の日(設立登記日)の翌日に、参加者口座簿又は顧客口座簿に当該預託株式数として交付されるべき新株式につき、当該新設分割設立会社の株式として記載し、又は記録しなければならない。

4 第26条の規定は、新設分割会社(新設分割をする会社をいう。)の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき新設分割設立会社の

(株式交換又は株式移転の場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更)

第28条 会社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行った場合は、機構及び参加者は、その株式交換の日の前営業日又は株式移転登記日における機構の業務取扱時間の終了後に、参加者口座簿又は顧客口座簿の当該会社の発行する株券に係る預託株式数等の抹消について記載し、又は記録するとともに、当該株式交換の日又は株式移転登記日の翌日に、これらの口座簿に当該預託株式数に対して発行されるべき新株式につき、その完全親会社となった会社の株式又は新株式として記載し、又は記録しなければならない。

2 第26条の規定は、完全子会社となる会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につきその完全親会社となった会社の発行すべき新株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「当該併合又は分割等の比率」とあるのは「当該株式交換比率又は株式移転比率」と、「当該併合又は分割等の効力発生日の前営業日」とあるのは「株券提出期日」と読み替えるものとする。

交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「当該併合又は分割等」とあるのは「当該新設分割による株式の割当比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第764条第1項に規定する日」と読み替えるものとする。

5 会社が完全子会社となる株式移転を行った場合は、機構及び参加者は、当該株式移転設立完全親会社（株式移転により設立する会社をいう。以下この項及び次項において同じ。）の成立の日（設立登記日）における機構の業務取扱時間の終了後に、参加者口座簿又は顧客口座簿の株式移転完全子会社（株式移転をする会社をいう。次項において同じ。）の発行する株券に係る預託株式数等の抹消について記載し、又は記録するとともに、当該株式移転設立完全親会社の成立の日（設立登記日）の翌日に、これらの口座簿に当該預託株式数に対して交付されるべき新株式につき、その株式移転設立完全親会社の株式として記載し、又は記録しなければならない。

6 第26条の規定は、株式移転完全子会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき株式移転設立完全親会社の交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「当該併合又は分割等」とあるのは「当該株式移転比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第774条第1項に規定する日」と読み替えるものとする。

（全部取得条項付種類株式を取得する場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更）

第29条 会社が全部取得条項付種類株式を取得し、対価として当該会社の他の株式を交付する場合は、機構及び参加者は、当該会社が全部取得条項付種類株式を取得する日（会社法第171条第1項第3号に規定する取得日をいう。次項において同じ。）の前営業日における機構の業務時間終了後に、参加者口座簿又は顧客口座簿の当該全部取

（会社の新設分割の場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更）

第29条 会社が新設分割を行った場合は、機構及び参加者は、当該新設分割により設立された会社の登記日の翌日に、参加者口座簿又は顧客口座簿に当該預託株式数に対して発行されるべき株式につき、当該新設分割により設立された会社の株式として記載し、又は記録しなければならない。

2 第26条の規定は、新設分割をする会社の発行す

得条項付種類株式に係る預託株式数等の抹消について記載し、又は記録するとともに、当該取得日に、これらの口座簿に当該預託株式数に対して交付されるべき新株式につき当該会社の他の株式として記載し、又は記録しなければならない。

- 2 第 26 条の規定は、全部取得することとなる株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき他の株式として交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第 1 号中「預託株式数に当該併合又は分割等の比率を乗じて算出した」とあるのは「会社法第 108 条第 2 項第 6 号口の規定に基づき交付される」と、同号及び第 2 号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「取得日」と読み替えるものとする。

### 第 30 条 削除

(会社からの預託前株券等の預入れ)

第 31 条 規程第 42 条第 1 項の規定により会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。)が行う預託前株券等の預入れは、預入れ日の午前 9 時から午前

る株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき新設分割により設立された会社の発行すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第 1 号中「当該併合又は分割等の比率」とあるのは「当該新設分割による株式の割当比率」と、「当該併合又は分割等の効力発生日の前営業日」とあるのは「商法第 374 条ノ 7 第 1 項の規定により会社が定める一定の日」と読み替えるものとする。

(会社の吸収分割の場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更)

第 30 条 会社が吸収分割を行った場合は、機構及び参加者は、当該吸収分割の登記日の翌日に、参加者口座簿又は顧客口座簿に当該預託株式数に対して発行されるべき新株式につき、当該吸収分割により営業を承継した会社の株式として記載し、又は記録しなければならない。

- 2 第 26 条の規定は、吸収分割をする会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき吸収分割により営業を承継した会社の発行すべき新株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第 1 号中「当該併合又は分割等の比率」とあるのは「当該吸収分割による新株式の割当比率」と、「当該併合又は分割等の効力発生日の前営業日」とあるのは「商法第 374 条ノ 31 第 3 項において準用する第 374 条ノ 7 第 1 項の規定により会社が定める一定の日」と読み替えるものとする。

(会社からの預託前株券等の預入れ)

第 31 条 規程第 42 条第 1 項の規定により会社(名義書換代理人を置く場合は、当該名義書換代理人。以下この目において同じ。)が行う預託前株券等の預入れは、預入れ日の午前 9 時から午前

10 時までの間に行う。この場合において、当該預託前株券等には所定の預入れ票及び同項に規定する参加者の取扱株式数を記載した所定の預託票を添付する。

2・3 (略)

(保険相互会社からの準備株券の受領)

第 34 条 機構は、規程第 49 条第 1 項の規定により保険相互会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。)から準備株券を受領する場合、受領日の午前 9 時から午前 10 時までの間に行う。この場合において、機構は保険相互会社から所定の準備株券保管通知票の提出を受ける。

(参加者が連帯して行う預託株券の不足の補てん)

第 40 条の 4 規程第 64 条第 2 項に規定する参加者(以下この条において単に「参加者」という。)が行う預託株券の不足の補てんは、次に定めるところにより行うものとする。

(1) (略)

(2) 第二次補てん

次の算式により算出された金額(1 円に満たない端数が生じた場合は、切り上げた額)とする。

事故発生日における預託株券の銘柄につき、参加者ごとの事故発生日から起算して直前 1 年間預託株券の株式の数(単元株式数が、1,000 株以外の場合には、当該単元株式数で除して得た株式の数、単元株式数を定めていない銘柄については、当該銘柄の預託株券の株式の数に 1,000 を乗じて得た株式の数)の総数

…(a)

参加者補てん総額 - 前号の規定により支払われた第一次補てんに係る金額の総額

当該期間の機構の営業日数(休業日以外の日数をいう。事故発生日から起算して直前 1 年間に於いて参加者口座を開設した参加者は、当該参加者口座開設日から事故発生日までの間の機構の営業日数)

(a) の合計

= ×

10 時までの間に行う。この場合において、当該預託前株券等には所定の預入れ票及び同項に規定する参加者の取扱株式数を記載した所定の預託票を添付する。

2・3 (略)

(保険相互会社からの準備株券の受領)

第 34 条 機構は、規程第 49 条第 1 項の規定により保険相互会社(名義書換代理人を置く場合は、当該名義書換代理人。以下同じ。)から準備株券を受領する場合、受領日の午前 9 時から午前 10 時までの間に行う。この場合において、機構は保険相互会社から所定の準備株券保管通知票の提出を受ける。

(参加者が連帯して行う預託株券の不足の補てん)

第 40 条の 4 規程第 64 条第 2 項に規定する参加者(以下この条において単に「参加者」という。)が行う預託株券の不足の補てんは、次に定めるところにより行うものとする。

(1) (略)

(2) 第二次補てん

次の算式により算出された金額(1 円に満たない端数が生じた場合は、切り上げた額)とする。

事故発生日における預託株券の銘柄につき、参加者ごとの事故発生日から起算して直前 1 年間預託株券の株式の数(商法第 221 条第 1 項に規定する一単元の株式の数が、1,000 株以外の場合には、当該一単元の株式の数で除して得た株式の数、一単元の株式の数を定めていない銘柄については、当該銘柄の預託株券の株式の数に 1,000 を乗じて得た株式の数)の総数

…(a)

参加者補てん総額 - 前号の規定により支払われた第一次補てんに係る金額の総額

当該期間の機構の営業日数(休業日以外の日数をいう。事故発生日から起算して直前 1 年間に於いて参加者口座を開設した参加者は、当該参加者口座開設日から事故発生日までの間の機構の営業日数)

(a) の合計

= ×

2~5 (略)

6 前項の場合において、法律の規定に基づく破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始等の申立てがなされ、当該金銭を支払えないと認められる一の参加者(以下この項において「破綻参加者」という。)があったときは、機構は、当該破綻参加者が支払うべき金銭(当該破綻参加者が実際に支払った金銭を除く。)を、破綻参加者以外の参加者が支払う第二次補てんに係る金銭の総額に加え、その合計額を基に第1項第2号に規定する算式により破綻参加者以外の参加者ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、前項に規定する金額を差し引いた額を破綻参加者以外の参加者に通知し、当該参加者は、当該通知に係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。

(振替を制限する日の取扱い)

第54条 規程第72条の規定により振替をしない日として機構が指定する日は、原則として参加者が機構に対し第26条第1号(第27条第2項、第4項及び第6項並びに第28条第2項、第4項及び第6項並びに第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定により申告をすることとする日とする。

2 (略)

(株券の交付の取扱い)

第60条 (略)

2 機構が行う株券の交付は、機構が特に必要があると認める場合を除き、1株券(定款で単元株式数を定める会社の株式にあっては当該単元株式数を表象する株券)を引き渡すことにより行う。

3 (略)

(大口交付の取扱い)

第60条の2 参加者等は、第55条の規定にかかわらず、20万株(定款で単元株式数を定める会社の株式にあっては20万株に当該単元株式数を乗じた株数)を超える株券の交付を請求する場合

2~5 (略)

6 前項の場合において、法律の規定に基づく破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始等の申立てがなされ、当該金銭を支払えないと認められる一の参加者(以下この項において「破綻参加者」という。)があったときは、機構は、当該破綻参加者が支払うべき金銭(当該破綻参加者が実際に支払った金銭を除く。)を、破綻参加者以外の参加者が支払う第二次補てんに係る金銭の総額に加え、その合計額を基に第1項第2号に規定する算式により破綻参加者以外の参加者ごとの第二次補てんに係る金額を算出し、前項に規定する金額を差し引いた額を破綻参加者以外の参加者に通知し、当該参加者は、当該通知に係る金銭を、機構が定める日までに、機構に対し支払うものとする。

(振替を制限する日の取扱い)

第54条 規程第72条の規定により振替をしない日として機構が指定する日は、原則として参加者が機構に対し第26条第1号(第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項及び第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定により申告をすることとする日とする。

2 (略)

(株券の交付の取扱い)

第60条 (略)

2 機構が行う株券の交付は、機構が特に必要があると認める場合を除き、1株券(定款で1単元の株式の数を定める会社の株式にあっては1単元の株式の数の株券)を引き渡すことにより行う。

3 (略)

(大口交付の取扱い)

第60条の2 参加者等は、第55条の規定にかかわらず、20万株(定款で1単元の株式の数を定める会社の株式にあっては20万株に当該1単元の株式の数を乗じた株数)を超える株券の交付を請

は、当該株券の銘柄及び株式数等を、事前に書面により機構に報告し、機構は、当該交付に係る交付日及び交付の方法を当該参加者等に通知する。

(自己株式消却に係る交付の取扱い)

第 60 条の 3 参加者(会社の株主名簿管理人に限る。)は、機構が当該会社の預託株券につき会社法第 217 条 第 1 項の規定による申出をしている株式数の範囲内において当該会社が同法第 178 条に規定する自己株式の消却を行う場合は、第 55 条の規定にかかわらず、機構の定める自己株式消却通知書(兼交付請求書)を機構に対して提出することにより交付請求をすることができる。

2 前項の規定は、会社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転により当該会社の自己株式に対して存続会社、承継会社又は新設会社の株式が割り当てられない場合における参加者が行う交付請求について準用する。

(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 62 条 (略)

2 (略)

3 機構は、参加者から前項に規定する単元未満株式買取請求書の提出を受けた場合は、その日から起算して 3 営業日目の日に株券に単元未満株式買取請求書及び単元未満株式買取請求内容書を添付して会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。)へ提出する。この場合において、当該買取請求株式数が機構名義株式で株券が発行されていないものの数以下であるときは、機構は、株券を提出しないことができる。

4~6 (略)

(単元未満株式の売渡請求に係る情報の周知等)

第 62 条の 2 会社は、予め単元未満株式の売渡請求の受付開始日を機構に通知するものとし、機構は各会社の受付状況を参加者に周知する。

求する場合は、当該株券の銘柄及び株式数等を、事前に書面により機構に報告し、機構は、当該交付に係る交付日及び交付の方法を当該参加者等に通知する。

(自己株式消却に係る交付の取扱い)

第 60 条の 3 参加者(会社の名義書換代理人に限る。)は、機構が当該会社の預託株券につき商法第 226 条ノ 2 第 1 項の規定による申出をしている株式数の範囲内において当該会社が商法第 212 条に規定する自己株式の消却を行う場合は、第 55 条の規定にかかわらず、機構の定める自己株式消却通知書(兼交付請求書)を機構に対して提出することにより交付請求をすることができる。

(新設)

(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 62 条 (略)

2 (略)

3 機構は、参加者から前項に規定する単元未満株式買取請求書の提出を受けた場合は、その日から起算して 3 営業日目の日に株券に単元未満株式買取請求書及び単元未満株式買取請求内容書を添付して会社へ提出する。この場合において、当該買取請求株式数が機構名義株式で株券が発行されていないものの数以下であるときは、機構は、株券を提出しないことができる。

4~6 (略)

(単元未満株式の買増請求に係る情報の周知等)

第 62 条の 2 会社(会社又はその名義書換代理人をいう。以下この条において同じ。)は、予め単元未満株式の買増請求の受付開始日を機構に通知するものとし、機構は各会社の受付状況を参加

2 会社は、次条第4項第1号に掲げる場合以外の事由により、売渡請求の受付停止期間を設けた場合は、予めその旨を機構に通知しなければならない。この場合において、機構は、その内容を速やかに参加者に周知する。

( 単元未満株式の売渡請求の取次ぎ )

第62条の3 参加者は、実質株主である顧客からの実質株主名簿に記載又は記録のある単元未満株式の売渡請求の取次ぎに応じた場合は、顧客口座簿の記載又は記録を確認のうえ、速やかに機構に取り次がなければならない。

2 参加者は、参加者自己分の実質株主名簿に記載又は記録のある単元未満株式について売渡請求をする場合又は前項の規定による売渡請求を取り次ぐ場合は、機構に対し所定の単元未満株式売渡請求書及び単元未満株式売渡請求総括表を午前9時から午後3時30分までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に機構へ提出しなければならない。

3 機構は、参加者から前項に規定する単元未満株式売渡請求書及び単元未満株式売渡請求総括表の提出を受けた場合は、その日から起算して3営業日目の日に単元未満株式売渡請求書及び単元未満株式売渡請求内容書を会社へ提出する。

4 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの受付を停止する。

(1) (略)

(2) 前号のほか、会社が必要と認めて売渡請求の受付停止期間を設けた場合

原則として、会社が定める受付停止期間の始期の前営業日から終期の2営業日前の日までの期間

( 実質株主報告の免除 )

第65条の2 次の各号に掲げる参加者は、あらかじめ所定の書面をもって機構に申し出ること

者に周知する。

2 会社は、次条第4項第1号に掲げる場合以外の事由により、買増請求の受付停止期間を設けた場合は、予めその旨を機構に通知しなければならない。この場合において、機構は、その内容を速やかに参加者に周知する。

( 単元未満株式の買増請求の取次ぎ )

第62条の3 参加者は、実質株主である顧客からの実質株主名簿に記載又は記録のある単元未満株式の買増請求の取次ぎに応じた場合は、顧客口座簿の記載又は記録を確認のうえ、速やかに機構に取り次がなければならない。

2 参加者は、参加者自己分の実質株主名簿に記載又は記録のある単元未満株式について買増請求をする場合又は前項の規定による買増請求を取り次ぐ場合は、機構に対し所定の単元未満株式買増請求書及び単元未満株式買増請求総括表を午前9時から午後3時30分までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に機構へ提出しなければならない。

3 機構は、参加者から前項に規定する単元未満株式買増請求書及び買増請求総括表の提出を受けた場合は、その日から起算して3営業日目の日に単元未満株式買増請求書及び単元未満株式買増請求内容書(この条において「買増請求書類」という。)を会社へ提出する。

4 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、単元未満株式の買増請求の取次ぎの受付を停止する。

(1) (略)

(2) 前号のほか、会社が必要と認めて買増請求の受付停止期間を設けた場合

原則として、会社が定める受付停止期間の始期の前営業日から終期の2営業日前の日までの期間

( 実質株主報告の免除 )

第65条の2 次の各号に掲げる参加者は、あらかじめ所定の書面をもって機構に申し出ること

より、当該各号に定める口座の預託株券に係る前条の報告を行わないことができる。

(1) (略)

(2) 発行会社の株主名簿管理人となっている参加者

第9条第2項第7号に規定する口座

(実質株主通知)

第67条 機構は、第65条の規定により参加者から報告された実質株主報告の内容を当該参加者の口座残高等と照合するとともに、銘柄ごとに編集し、当該実質株主通知に係る権利確定日等の翌営業日から起算して6営業日目の日に会社・機構間ファイル伝送により会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この節において同じ。)に通知する。

(新株予約権付社債券の場合の読替え)

第75条 新株予約権付社債券について規程第88条第1項の規定により規程第4章第1節の規定を準用する。この場合において「公募又は売出し」とあるのは「公募」と、「預託前株券等」とあるのは「準備新株予約権付社債券」と、「募集又は売出し」とあるのは「募集」と、「預託株券の株式の数」とあるのは「預託券面の総額」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第41条	又は売出しに係る株券	に係る新株予約権付社債券
	準備株券(会社の成立後又は新株の払込期日以後株券として発行される予定のもので、会社法第216条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)及び株券(以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。)のうち、次に掲げるもの	準備新株予約権付社債券(払込期日以後新株予約権付社債券として発行されるもので、会社法第292条第1項に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)

より、当該各号に定める口座の預託株券に係る前条の報告を行わないことができる。

(1) (略)

(2) 発行会社の名義書換代理人となっている参加者

第9条第2項第7号に規定する口座

(実質株主通知)

第67条 機構は、第65条の規定により参加者から報告された実質株主報告の内容を当該参加者の口座残高等と照合するとともに、銘柄ごとに編集し、当該実質株主通知に係る権利確定日等の翌営業日から起算して6営業日目の日に会社・機構間ファイル伝送により会社に通知する。

(新株予約権付社債券の場合の読替え)

第75条 新株予約権付社債券について規程第88条第1項の規定により規程第4章第1節の規定を準用する。この場合において「公募又は売出し」とあるのは「公募」と、「預託前株券等」とあるのは「準備新株予約権付社債券」と、「募集又は売出し」とあるのは「募集」と、「預託株券の株式の数」とあるのは「預託券面の総額」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第41条	又は売出しに係る株券	に係る新株予約権付社債券
	準備株券(会社の成立後又は新株の払込期日以後株券として発行される予定のもので、 <u>商法第225条</u> に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)及び株券(以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。)のうち、次に掲げるもの	準備新株予約権付社債券(払込期日以後新株予約権付社債券として発行されるもので、 <u>商法第341条ノ8第2項</u> に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。)



第 42 条第 1 項	上場日の 3 営業日前の日	上場日の前営業日
	会社（株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。）	会社（当該新株予約権付社債券の発行事務につき、会社から代行の委託を受けた発行事務代行会社を含む。以下この目において同じ。）

（準用規定）

第 76 条 前章第 1 節(第 22 条第 3 項から第 7 項まで、第 24 条、第 24 条の 2、第 1 款第 3 目から第 6 目まで、第 39 条の 2、第 40 条の 2 第 1 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号、第 2 款第 2 目、第 59 条、第 60 条第 2 項及び第 3 項、第 60 条の 2、第 60 条の 3、第 3 款第 2 目及び第 3 目並びに第 62 条の 7 及び第 62 条の 9 を除く。)の規定は、新株予約権付社債券について準用する。

（元利金支払事務取扱参加者の届出事項）

第 89 条 規程第 94 条第 1 項に規定する元利金支払事務取扱参加者は、当該元利金支払事務取扱参加者が元利金支払事務を受託した新株予約権付社債券(規程第 9 条第 4 号に規定する新株予約権付社債券については社債管理者を設置している場合に限る。以下この節において同じ。)の上場日(機構が別に指定する場合は、当該指定日)までに、元利金支払基金の受入れに使用する銀行口座等(以下「元利金支払基金入金口座」という。)を、機構に対し所定の書面により届け出なければならない。

（支払内容の証明）

第 93 条 機構は、代表社債管理者から預託新株予約権付社債券に係る元利金支払事務取扱参加者の支払内容について照会を受けた場合は、当該元利金支払事務取扱参加者に事情を聴取のうえ、当該代表社債管理者に対して当該元利金支払事務取扱参加者の支払内容に関する証明書を発行する。

第 42 条第 1 項	上場日の 3 営業日前の日	上場日の前営業日
	会社（名義書換代理人を置く場合は、当該名義書換代理人。以下この目において同じ。）	会社（当該新株予約権付社債券の発行事務につき、会社から代行の委託を受けた発行事務代行会社を含む。以下この目において同じ。）

（準用規定）

第 76 条 前章第 1 節(第 22 条第 3 項から第 7 項まで、第 24 条、第 24 条の 2、第 1 款第 3 目から第 6 目まで、第 39 条の 2、第 40 条の 2 第 1 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号、第 2 款第 2 目、第 59 条、第 60 条第 2 項及び第 3 項、第 60 条の 2、第 3 款第 2 目及び第 3 目並びに第 62 条の 7 及び第 62 条の 9 を除く。)の規定は、新株予約権付社債券について準用する。

（元利金支払事務取扱参加者の届出事項）

第 89 条 規程第 94 条第 1 項に規定する元利金支払事務取扱参加者は、当該元利金支払事務取扱参加者が元利金支払事務を受託した新株予約権付社債券(規程第 9 条第 4 号に規定する新株予約権付社債券については社債管理会社を設置している場合に限る。以下この節において同じ。)の上場日(機構が別に指定する場合は、当該指定日)までに、元利金支払基金の受入れに使用する銀行口座等(以下「元利金支払基金入金口座」という。)を、機構に対し所定の書面により届け出なければならない。

（支払内容の証明）

第 93 条 機構は、代表社債管理会社から預託新株予約権付社債券に係る元利金支払事務取扱参加者の支払内容について照会を受けた場合は、当該元利金支払事務取扱参加者に事情を聴取のうえ、当該代表社債管理会社に対して当該元利金支払事務取扱参加者の支払内容に関する証明書を発行する。

(投資証券の場合の読替え)

第95条 投資証券について規程第98条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第124条第1項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第77条の3第2項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第40条見出し	交付	発行
第40条	取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第185条に規定する株式無償割当てをいう。)会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付	投資口の併合若しくは分割又は投資法人の合併による投資口の発行
第41条	会社法第216条	投資信託及び投資法人に関する法律第85条第2項
第46条	(略)	(略)
第53条	会社法第124条第1項	投資信託及び投資法人に関する法律第77条の3第2項
	会社法第749条第1項第6号、第758条第7号若しくは第768条第1項第6号に規定する効力発生日又は同法第180条第2項第2号、第754条第1項、第764条第1項若しくは第774条第1項に規定する日	投資法人の合併がその効力を生ずる日若しくは合併により設立した投資法人の成立の日又は投資口の併合がその効力を生ずる日

(投資証券の場合の読替え)

第95条 投資証券について規程第98条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「商法第224条ノ3第1項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第82条第3項において準用する商法第224条ノ3第1項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)		
第40条	株式の併合、分割若しくは転換(次条第1項の請求によるものを除く。)会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行(新株引受権証書が発行された場合を除く。)	投資口の併合(商法第215条第1項及び第2項の規定を準用する場合に限る。)分割若しくは合併による投資口の発行
第41条	商法第225条	投資信託及び投資法人に関する法律第83条第1項
第46条	(略)	(略)
第53条	商法第219条第1項、第224条ノ3第1項、第280条ノ4第3項(同法第280条ノ25第3項及び第341条ノ15第4項において準用する場合を含む。)又は第374条ノ7第1項(同法第374条ノ31第3項において準用する場合を含む。)	投資信託及び投資法人に関する法律第87条第3項、同法第82条第3項において準用する商法第224条ノ3第1項

	経過した日(会社が会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当に係る基準日定めたときの当該基準日を除く。)	経過した日
	(削る)	(削る)
第 58 条	(略)	(略)
	会社法第 217 条第 1 項	投資信託及び投資法人に関する法律第 85 条第 3 項において準用する会社法第 217 条第 1 項又は投資信託及び投資法人に関する法律第 86 条第 2 項
(略)		
第 81 条	(略)	(略)
	基準日(会社法第 124 条第 1 項に規定する基準日をいう。第 3 号において同じ。)	基準日(投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条の 3 第 2 項に規定する基準日をいう。)
	会社法第 749 条第 1 項第 6 号、第 758 条第 7 号若しくは第 768 条第 1 項第 6 号に規定する効力発生日又は同法第 180 条第 2 項第 2 号、第 754 条第 1 項、第 764 条第 1 項若しくは第 774 条第 1 項に規定する日	投資法人の合併がその効力を生ずる日若しくは合併により設立した投資法人の成立の日又は投資口の併合がその効力を生ずる日
(略)		

(準用規定)

第 96 条 第 4 章(第 22 条第 3 項から第 7 項まで、第 24 条、第 24 条の 2、第 27 条第 3 項から第 6 項まで、第 28 条第 3 項から第 6 項まで、第 29 条、第 1 節第 1 款第 5 目、第 39 条の 2、第 40 条の 2 第 1 号、第 60 条の 2、第 60 条の 3 及び第 1 節第 3 款第 3 目を除く。)の規定は、投資証券について準用する。

2 (略)

	経過した日(当該会社が商法第 293 条ノ 5 第 1 項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとのその日(前号に該当する場合を除く。))	経過した日
	併合、分割等	併合(商法第 215 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する場合に限る。)分割等
第 58 条	(略)	(略)
	商法第 226 条ノ 2 第 1 項	投資信託及び投資法人に関する法律第 83 条第 5 項において準用する商法第 226 条ノ 2 第 1 項
(略)		
第 81 条	(略)	(略)
	(新設)	(新設)
	商法第 219 条第 1 項、第 280 条ノ 4 第 3 項(同法第 280 条ノ 25 第 3 項及び第 341 条ノ 15 第 4 項において準用する場合を含む。)及び第 374 条ノ 7 第 1 項(同法第 374 条ノ 31 第 3 項において準用する場合を含む。)	投資信託及び投資法人に関する法律第 87 条第 3 項
(略)		

(準用規定)

第 96 条 第 4 章(第 22 条第 3 項から第 7 項まで、第 24 条、第 24 条の 2、第 28 条から第 30 条まで、第 1 節第 1 款第 5 目、第 39 条の 2、第 40 条の 2 第 1 号、第 60 条の 2 及び第 1 節第 3 款第 3 目を除く。)の規定は、投資証券について準用する。この場合において、「併合又は分割等」とあるのは「併合(商法第 215 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する場合に限る。)又は分割等」と読み替えるものとする。

2 (略)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第25条見出し	交付	発行
第25条	合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける新株の引受権を与えてする株式の交付による	合併による投資口の発行による
第27条見出し	吸収合併、吸収分割又は株式交換	吸収合併
第27条第2項	会社法第749条第1項第6号に規定する効力発生日	投資法人の合併がその効力を生ずる日
第28条見出し	新設合併、新設分割又は株式移転	新設合併
第28条第2項	会社法第754条第1項に規定する日	合併により設立した投資法人の成立の日
第54条	第26条第1号(第27条第2項、第4項及び第6項並びに第28条第2項、第4項及び第6項並びに第29条第2項)	第26条第1号(第27条第2項及び第28条第2項)
(略)		
第60条第2項	1株券(定款で単元株式数を定める会社の株式にあっては当該単元株式数を表象する株券)	証券取引所が定める売買単位の投資口の数の投資証券
(略)		

(協同組織金融機関の優先出資証券の場合の読替え)

第97条 協同組織金融機関の優先出資証券について規程第100条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第124条第1項」とあるのは「協同組織金融機関優先出資法第26条において準用する会社法第124条第1項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第40条見出し	交付	発行

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)		
第25条	株式交換、株式移転、合併又は分割	合併
(新設)		
(新設)		
(新設)		
(新設)		
第54条	第26条第1号(第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項及び第30条第2項において準用する場合を含む。)	第26条第1号(第27条第2項において準用する場合を含む。)
(略)		
第60条第2項	1株券(定款で1単元の株式の数を定める会社の株式にあっては1単元の株式の数の株券)	証券取引所が定める売買単位の投資口の数の投資証券
(略)		

(協同組織金融機関の優先出資証券の場合の読替え)

第97条 協同組織金融機関の優先出資証券について規程第100条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「商法第224条ノ3第1項」とあるのは「協同組織金融機関優先出資法第25条において準用する商法第224条ノ3第1項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)		

第40条	取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類（会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て（同法第185条に規定する株式無償割当てをいう。）会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付	優先出資の分割若しくは協同組織金融機関（商工組合中央金庫を除く。）の合併による優先出資の発行又は優先出資者に募集優先出資の割当てを受ける権利を与えてする優先出資の発行	第40条	株式の併合、分割若しくは転換（次条第1項の請求によるものを除く。）会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行（新株引受権証書が発行された場合を除く。）	優先出資の消却（商法第215条第1項及び第2項の規定を準用する場合に限る。）分割若しくは合併による優先出資の発行又は優先出資者に優先出資の引受権を与えてする優先出資の発行（協同組織金融機関優先出資法に規定する優先出資引受権証書が発行された場合を除く。）
第41条	会社法第216条	協同組織金融機関優先出資法第30条	第41条	商法第225条	協同組織金融機関優先出資法第29条
第46条	(略)	(略)	第46条	(略)	(略)
第53条	会社法第124条第1項	協同組織金融機関優先出資法第26条において準用する会社法第124条第1項	第53条	商法第219条第1項、第224条ノ3第1項、第280条ノ4第3項、同法第280条ノ25第3項及び第341条ノ15第4項において準用する場合を含む。）又は第374条ノ7第1項（同法第374条ノ31第3項において準用する場合を含む。）	協同組織金融機関優先出資法第16条第5項において準用する商法第219条第1項、協同組織金融機関優先出資法第25条において準用する商法第224条ノ3第1項及び協同組織金融機関優先出資法第6条第5項において準用する商法第280条ノ4第3項
	会社法第749条第1項第6号、第758条第7号若しくは第768条第1項第6号に規定する効力発生日又は同法第180条第2項第2号、第754条第1項、第764条第1項若しくは第774条第1項に規定する日	合併がその効力を生ずる日又は合併により設立した協同組織金融機関の成立の日		営業年度	事業年度
	(削る)	(削る)		経過した日（当該会社が商法第293条ノ5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日（前号に該当する場合を除く。））	経過した日
	併合、分割等	消却、分割等		併合、分割等	消却（商法第215条第1項及び第2項の規定を準用する場合に限る。）分割等
第58条	法第28条	法第39条の5において準用する法第28条第1項又は第3項	第58条	法第28条	法第39条の5第1項において準用する法第28条第1項又は第3項
	会社法第217条第1項	協同組織金融機関優先出資法第31条において準用する会社法第217条第1項		商法第226条ノ2第1項	協同組織金融機関優先出資法第30条において準用する商法第226条ノ2第1項

第 81 条	基準日（ <u>会社法第 124 条第 1 項に規定する基準日をいう。第 3 号において同じ。</u> ）	基準日（ <u>協同組織金融機関優先出資法第 30 条において準用する会社法第 124 条第 1 項に規定する基準日をいう。第 3 号において同じ。</u> ）
	会社法第 749 条第 1 項第 6 号、第 758 条第 7 号若しくは第 768 条第 1 項第 6 号に規定する効力発生日又は同法第 180 条第 2 項第 2 号、第 754 条第 1 項、第 764 条第 1 項若しくは第 774 条第 1 項に規定する日	合併がその効力を生ずる日又は合併により設立した協同組織金融機関の成立の日
	（削る）	（削る）
	経過したとき（ <u>会社が会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。</u> ）	経過したとき
	実質株主	実質優先出資者
第 82 条	（略）	（略）
第 85 条	法第 31 条第 5 項	法第 39 条の 5 において準用する法第 31 条第 5 項

（準用規定）

第 98 条 第 4 章（第 22 条第 3 項及び第 7 項、第 24 条、第 24 条の 2、第 27 条第 3 項から第 6 項まで、第 28 条第 3 項から第 6 項まで、第 29 条、第 1 節第 1 款第 5 目、第 39 条第 2 号、第 39 条の 2、第 59 条、第 60 条の 2、第 60 条の 3 及び第 1 節第 3 款第 3 目を除く。）の規定は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。

2 （略）

第 81 条	商法第 219 条第 1 項、 <u>第 280 条ノ 4 第 3 項、同法第 280 条ノ 25 第 3 項及び第 341 条ノ 15 第 4 項において準用する場合を含む。</u> ）及び <u>第 374 条ノ 7 第 1 項、同法第 374 条ノ 31 第 3 項において準用する場合を含む。</u> ）	協同組織金融機関優先出資法第 16 条第 5 項において準用する商法第 219 条第 1 項及び協同組織金融機関優先出資法第 6 条第 5 項において準用する商法第 280 条ノ 4 第 3 項
	営業年度	事業年度
	経過したとき（ <u>当該会社が商法第 293 条ノ 5 第 1 項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとに、その日が到来したとき（第 1 号に該当する場合を除く。）</u> ）	経過したとき
	実質株主（ <u>当該会社が同項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日の実質株主</u> ）	実質優先出資者
第 82 条	（略）	（略）
第 85 条	法第 31 条第 5 項	法第 39 条の 5 第 1 項において準用する法第 31 条第 5 項

（準用規定）

第 98 条 第 4 章（第 22 条第 3 項から第 7 項まで、第 24 条、第 24 条の 2、第 28 条から第 30 条まで、第 1 節第 1 款第 5 目、第 39 条第 2 号、第 39 条の 2、第 40 条の 2 第 1 号、第 59 条、第 60 条の 2 及び第 1 節第 3 款第 3 目を除く。）の規定は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。この場合において、「併合又は分割等」とあるのは「消却（商法第 215 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する場合に限る。）又は分割等」と読み替えるものとする。

2 （略）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 25 条見出し	交付	発行
第 25 条	会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける新株の引受権を与えてする株式の交付による	協同組織金融機関（商工組合中央金庫を除く。）の合併又は優先出資者に募集優先出資の割当ての新優先出資の引受権を与えてする優先出資の発行による
第 27 条見出し	吸収合併、吸収分割又は株式交換	吸収合併
第 27 条第 2 項	会社法第 749 条第 1 項第 6 号に規定する効力発生日	合併がその効力を生ずる日
第 28 条見出し	新設合併、新設分割又は株式移転	新設合併
第 28 条第 2 項	会社法第 754 条第 1 項に規定する日	合併により設立した協同組織金融機関の成立の日
第 54 条	第 26 条第 1 号（第 27 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項並びに第 28 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項並びに第 29 条第 2 項	第 26 条第 1 号（第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項
第 64 条	法第 31 条第 3 項前段	法第 39 条の 5 において準用する法第 31 条第 3 項前段
(略)		
第 73 条	法第 31 条第 5 項	法第 39 条の 5 において準用する法第 31 条第 5 項

#### 附 則

- 1 この改正規定は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行の日から施行する。
- 2 この改正規定の施行の前日に合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書又は株式移転計画書が作成された合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に係る参加者口座簿等の記載又は記録の変更については、改正後の第 27 条及び第 28 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)		
第 25 条	株式交換、株式移転、合併又は分割	合併
(新設)		
(新設)		
(新設)		
(新設)		
(新設)		
第 64 条	法第 31 条第 3 項前段	法第 39 条の 5 第 1 項において準用する法第 31 条第 3 項前段
(略)		
第 73 条	法第 31 条第 5 項	法第 39 条の 5 第 1 項において準用する法第 31 条第 3 項